

## ご利用の前に

※ 例年ご使用いただいている団体・ご家族の方も  
お読みください。

### 千葉県少年自然の家は、少年教育施設です。

千葉県少年自然の家は、子どもたちに新しい時代のニーズにあった教育サービスを提供し、千葉市の教育の発展に貢献するとともに少年の健全な育成に資する事業を行うことを支援する少年教育施設（野外教育施設）として運営しています。

### ご利用にあたって

以下を確認し、当施設の趣旨を十分ご理解の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

- ・当施設は、ホテルや民宿等とは異なる「子どものための野外教育施設」です。
- ・当施設を利用の際は、少年団体・家族ごとに標準生活時間に基づいた活動計画を作成し、活動していただきます。
- ・子どもたちの社会性・公共心育成のため、自然の家での基本的な生活は、「セルフサービス」となっております。（食事の準備、寝具の取り扱い、清掃、生活に必要な物品の準備等）

### 利用できる人

当所は、中学生までの子どもを含む、具体的な活動計画をもった少年団体（※）・家族・グループ等の方々が、宿泊を伴う集団生活 及び 体験活動に利用できる施設です。

※少年団体としての定義：団体の構成員人数比が概ね「大人（高校生以上）小人（中学生以下）=1:1」

1. 学校の教育計画に位置づけた自然教室等の使用  
例) 学校、中学校、特別支援学校等の宿泊体験学習、部活動など
2. 子どもの自然体験・野外活動等を目的とした少年団体の使用  
例) 保育園、幼稚園、子ども会等の少年団体、社会教育団体など
3. 子どもの自然体験・野外活動等を目的とした家族の使用  
例) 家族、グループなど

### 使用の条件

- ・必ず成人の引率責任者が必要です。生徒・児童だけの利用はできません。
- ・当施設では、野外活動・自然体験等の教育的な活動プログラム、または集団活動を行うものとし、単に宿泊のみを目的とするご利用はできません。

### 活動における禁止事項 巻末資料：自然の家設置管理条例／自然の家管理規則参照

次の活動を目的としたご利用はできません。

- (1) 特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育その他の政治的活動を目的とした利用
- (2) 特定の宗教を支持し、またはこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動を目的とした利用  
※(1)と(2)には、施設内外で当該活動を行うだけでなく、他の利用者への勧誘や当該活動をアピールしたりする活動も含まれます。
- (3) 営利を目的とする活動のための利用  
※物品等の契約や販売を施設内外で行うこと、及びそのための説明会を開催すること、また他の利用者への勧誘や当該活動をアピールしたりする活動等も含まれます。

### 活動における注意事項

- (1) 使用できる日数は、最大で4泊5日です。
- (2) 利用計画が整ってからお申し込みください。できるだけ多くの方々に使用していただくため、「とりあえずの予約」や「必要数以上の申請」はご遠慮ください。
- (3) 野外教育活動を伴わない、練習のみのスポーツ合宿・お稽古・学習会・講習会を目的とした使用はご遠慮ください。

### 使用の取り消し 又は 停止

使用者が次のいずれかに該当する場合、使用を制限します。

- (1) 千葉県少年自然の家設置管理条例及び同管理規則に違反したとき
- (2) 使用の権利を第三者に譲渡または転貸したとき
- (3) 偽り、その他不正の手段で使用許可を受けたとき
- (4) 許可された内容(活動等)を許可なく変更したとき
- (5) 許可なく千葉県少年自然の家の施設を使用したとき
- (6) 公序良俗を乱すおそれのあるとき
- (7) 定められた場所以外で喫煙、または火気を使用したとき
- (8) その他、管理上必要な指示に従わないとき